

改正

平成18年 3 月24日 条例第25号

令和元年 7 月 4 日 条例第 5 号

令和 6 年10月22日 条例第48号

足立区まちをきれいにする条例を公布する。

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例

(目的)

第 1 条 この条例は、喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害その他の被害の防止及びまちの美化について足立区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、歩行喫煙、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ごみとは次の物をいう。

ア 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。

イ 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。

ウ 犬のふん等 犬のふん及びブラッシングした毛をいう。

(2) 看板等 はり紙、はり札、立看板その他これに類する物をいう。

(3) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内に土地を所有する者をいう。

(4) 事業者 区内において事業活動を行う全ての者をいう。

(5) 団体等 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。

(6) 公共の場所 区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

(7) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

(8) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、

同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

(9) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

(10) 歩行喫煙 歩行中又は自転車等の運転中に喫煙をすることをいう。

(11) 受動喫煙 他人のたばこの煙を吸うことをいう。

(12) 落書き行為 塀、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）に所有者又は管理者の許可なく文字、図形等を描くことをいう。

(13) 落書き 落書き行為によって表示された文字、図形等をいう。

（区の責務）

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次の各号の施策を実施しなければならない。

(1) 喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害その他の被害、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処並びに犬の適正な管理について区民等、事業者及び団体等への意識の啓発に関すること。

(2) 区民等、事業者及び団体等によるまちの美化活動等の推進及び支援に関すること。

(3) 快適で清潔なまちをつくるための環境整備に関すること。

(4) 看板等の設置に係る事業者への意識の啓発に関すること。

(5) 前各号のほか地域コミュニティの育成及びモラルの向上に関すること。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は定められた場所（ごみ箱又は回収容器等）に収納しなければならない。

2 区内に居住する者は、その居住する地域において、ごみの散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、美化活動の充実等に努めなければならない。

3 区民等は、落書きを発見したときは、区に通報するよう努めなければならない。

4 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

（喫煙者の責務）

第5条 区民等は、駅出入口周辺及びバス停その他の混雑した場所並びに通学の時間帯における通学路その他の児童及び生徒が多数利用する場所において、自らの喫煙により火傷、受動喫煙による健康被害その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

（飼い主の責務）

第6条 犬を飼養し、又は預かる場合は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 常に清潔かつ適正に管理を行い他人に迷惑をかけないように努めること。

(2) 屋外では、犬のふん等の処理をするための用具を携帯し、ふん等を持ち帰るなど適正な処理をすること。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動の中で、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、美化活動の充実等に努めなければならない。

2 事業者は、法令の手續にしたがって看板等を設置する場合、まちの美観を損なわないよう努めなければならない。

3 空き缶等又は吸い殻等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、散乱防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

4 自動販売機により飲料を販売する者その他空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の販売を行う者は、空き缶等の回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。

5 動物取扱業を行う者は、動物の適正な管理について飼い主に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

6 たばこの製造又は販売を行う者は、喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害その他の被害を防止するため、区と協力して喫煙者への意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

7 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(団体等の責務)

第8条 団体等は、当該団体等の構成員に対し、まちの美化について意識の啓発を図るとともに、まちの美化活動の推進に努めなければならない。

2 団体等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(工作物の管理者の責務)

第9条 工作物を所有し、又は管理する者は、その工作物に落書き行為をされたときは、落書きを消去するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第10条 区民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所で次の各号の行為をしてはならない。

(1) 空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨てること。

(2) 犬のふん等の適正な処理を怠ること。

(3) 落書き行為をすること。

2 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙をしてはならない。

(禁煙特定区域の指定等)

第11条 区長は、たばこの吸い殻の散乱、喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害その他の被害を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域（以下「特定区域」という。）として指定することができる。

2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。

3 区長は、特定区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前項の規定は、特定区域の変更及び指定の解除について準用する。

(美化推進地域の指定)

第12条 区長は、まちの美化を推進するため、特に必要と認められる地域を美化推進地域（以下「推進地域」という。）として指定することができる。

(施策の重点実施)

第13条 区長は、前条の規定に基づき指定した推進地域において、区、区民等、事業者及び団体等と一体となって、次の各号の施策を重点的に実施するものとする。

(1) まちの美化に関する意識啓発の実施

(2) まちの美化に関する地域活動の啓発及び支援の強化

(3) その他まちの美化推進に関し必要な事項

(重点実施期間の指定)

第14条 区長は、区民等の美化意識の向上と、美化活動等を推進するにあたり、重点実施期間を指定することができる。

(罰則)

第15条 第10条第1項第1号又は第2号の規定に違反して、空き缶等若しくは吸い殻等をみだりに捨てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2万円以下の罰金に処する。

2 第11条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者（区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。）は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則（平成18年3月24日条例第25号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（令和元年7月4日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年10月22日条例第48号）

この条例は、令和7年1月1日から施行する。